9　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号陸前高田道路工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

早来㉖燃料施設新設等土木その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成26年7月14日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長　島川　正樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

1　工事名　早来㉖燃料施設新設等土木その他工事

2　工事場所　北海道勇払郡安平町

3　工事概要

早来分屯地

土木工事

燃料施設整備に伴う土木工事

・覆土式燃料タンク新設工事５基
盛土約63,000㎥
泡消火施設一式
・送油管ピット一式
・ドラムヤード５箇所
・構内道路Ａｓ舗装約30,000㎡
・覆土式燃料タンク撤去６基（進入隧道撤去共）

建築工事

・既設建物解体
鉄骨造
規模：平屋建７棟合計延べ面積約850㎡
鉄筋コンクリート造
規模：平屋建５棟合計延べ面積約190㎡
コンクリートブロック造
規模：平屋建５棟合計延べ面積約90㎡
木造
規模：平屋建２棟合計延べ面積約260㎡

設備工事

・建物付帯設備撤去一式
・鋼管煙突撤去（基礎共）一式
・燃料配管撤去一式

4　工期　平成28年12月15日まで
指定部分：ボイラー室及び鋼管煙突解体は平成27年１月20日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成26年７月14日（月）から同年９月16日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　北海道防衛局総務部契約課　電話011―272―7513

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成26年７月14日（月）から同年８月４日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成26年８月４日（月）は正午まで。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年７月14日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成26年８月５日（火）以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項審査数値欄の点数）が、1,200点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1650号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成11年度以降に、元請けとして、下記㋐の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成11年度以降に、元請けとして、下記㋑の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

㋐　消防法で規定されている危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所（有効容量1,000ＫＬ／基以上）の新設工事を施工した実績を有すること。

㋑　現場打ちコンクリート貯槽（頂版を有し、貯水、遊水、貯油等を目的とするもの。）の工事、又は、縦型円筒形の鋼製タンク（現場で組立を行ったものに限る。）を施工した実績を有すること。

イ　建設業法の土木一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力の大小に関わらず、⑵ア㋐に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。